

江府町告示第 4 号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

江府町大字下蚊屋及び大字御机の各一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1 地図及び簿冊の名称

江府町大字下蚊屋及び大字御机の各一部（20223140304）の
地籍図原図及び地籍簿案

大字下蚊屋 字下瀬戸 及び 大字御机 字新開 外（別紙のとおり）

2 閲覧期間 令和7年2月7日から令和7年2月26日までの20日間

3 閲覧場所

場所	日時	時間
下蚊屋多目的 集会施設	2月 9日（日）	午前9時～午後4時
江府町役場 (産業建設課)	2月 7日（金）～2月26日（水） (ただし、土、日曜日、祝日は除く)	午前9時～正午 午後1時～午後5時

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、江府町長に対し、訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

令和 7 年 1 月 24 日

江府町長 白石祐治